

改正の概要

改正する規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

ガードレールの支柱に関する事項

改正理由

IACS は、ガードレールの支柱に関する統一解釈を見直し、2006 年 10 月に統一解釈 LL47(Rev.2.1)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 LL47(Rev.2.1)を参考に、関連規定を改める。

改正内容

ガードレールの支柱に少なくとも 3 本毎に取付けられる肘板又はステイに代えて、同等の強度を有する支柱の形状も認められる旨規定を追加する。